

Vol.
97

2025.11

市区町村向け情報誌

かけはし

発行編集責任者
事業推進統括部 田谷 和之

日本年金機構公式X（旧Twitter）

アカウント（@Nenkin_Kikou）



日本年金機構公式Facebookページ



日本年金機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

目次

● 目次	p.1
● 11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です！	p.2
● 年金に関するお問い合わせ窓口一覧の作成	p.3
● 市区町村における多言語通訳サービスの利用について	p.4
● ねんきん自動音声送付受付サービスの開始について	p.5
● マイナンバーの収録にご協力をお願いします！	p.6
● 令和7年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しています	p.7
● 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について	p.15
● 年末年始における国民年金資格取得届の早期回付について	p.17
● 令和7年度税制改正に伴う公的年金等に係る対応	p.18
● 年金生活者支援給付金請求書未提出の方に対する再勧奨	p.20
● 未支給年金・未支払給付金請求書の様式を変更します	p.21
● 【戸籍法改正関係】氏名のフリガナを変更する場合の年金に関するお願い	p.27
● 令和7年12月1日に日本・オーストリア間の社会保障協定が発効します	p.28
● 障害年金講座	p.30
● 地域の独自情報	p.36
● 編集後記	p.36

11月は「ねんきん月間」、11月30日は「年金の日」です！

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様に公的年金制度に対する理解を深めていただくための取り組みを行っています。

また、11月30日の「年金の日」は、国民の皆さまに「ねんきんネット」等を活用してご自身の年金記録や年金受給見込額を確認していただき、高齢期の生活設計に思いを巡らしていただくことを目的にしています。

令和7年度の「年金の日」（11月30日）は日曜日ですが、分室を除く、全ての年金事務所で年金相談を実施します。その他、主な活動予定は下記のとおりです。

● 年金セミナーや年金制度説明会の実施

教育機関や企業等で、年金セミナーや年金制度説明会を、全国各地の様々な場所（市区町村、自治会、商業施設及びその他イベント会場等）で出張年金相談会をそれぞれ実施します。

● 年金委員表彰式の開催

年金委員の公的年金に係る事業の円滑な推進、年金委員活動の更なる活性化を目的として、功績が特に顕著と認められる方に対し、表彰状を授与します。

● SNSでのミニ講座の発信

機構公式X（旧Twitter）及び機構公式Facebookを活用した公的年金制度や手続きの案内に関するミニ講座を発信します。



X (旧Twitter)
[https://x.com/
Nenkin_Kikou](https://x.com/Nenkin_Kikou)



Facebook
[https://www.facebook.com/
profile.php?id=61575964302278](https://www.facebook.com/profile.php?id=61575964302278)



● 「わたしと年金」をテーマにしたエッセイ受賞作品の公表

毎年、広く国民の皆様から、応募者ご自身やご家族との公的年金制度の関わり、公的年金への考え方などをテーマにしたエッセイを募集しており、令和7年度の受賞作品を機構ホームページに公開します。

また、過去の受賞作品をアニメーション化し、厚生労働省YouTube及び機構ホームページに掲載していますのでぜひご覧ください。



「わたしと年金」エッセイアニメーション動画特設案内ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/animation.html>

● 機構ホームページ内に「ねんきん月間」特集ページを設置

全国の年金事務所の取り組みをご案内するほか、分かりやすく年金制度について学べるコンテンツを掲載します。



「ねんきん月間」特設ページ
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/nenkinkekkan.html>

令和7年度 「ねんきん月間」ポスター

令和7年度 「年金の日」ポスター

年金に関するお問い合わせ窓口一覧の作成

- 日本年金機構では、お客様が年金に関するお問い合わせを行う際に、利用できるサービスを一覧で確認できるよう、以下のリーフレットを作成しました。
ご来訪されたお客様への案内としてご活用ください。
- 日本年金機構ホームページにおいても、リーフレットと同様の内容を記載したページである「年金のお問い合わせ窓口一覧」を作成しておりますので、併せてご活用ください。

<リーフレット>

年金のお問い合わせ窓口はこちります

二次元コードから日本年金機構ホームページの各種窓口にご案内します

オンラインサービス

年金について知りたい方

- ねんきんネット**
ご自身の年金記録の確認や将来受け取る年金見込み額の試算ができます
- 年金Q&A**
年金に関する質問の回答をキーワード検索で探せます
- ねんきんチャットボット**
よくあるお問い合わせについてチャット(対話)形式で相談できます(24時間対応)
- 動画(Youtube)**
年金の制度や届出方法について動画で確認できます
- 外国語ページ/Language**
年金に関する説明やお知らせをいろいろな国の言葉やわかりやすい日本語で確認できます

手続きをしたい方

個人向けサービス
国民年金や年金の受け取りに関する手続きができます
また、源泉徴収票などの通知書を電子データで受け取れます

事業所向けサービス
健康保険・厚生年金保険の手続きができます
また、社会保険料額などの情報を電子データで受け取れます

電話
電話での相談は、相談内容に応じた各種ダイヤル(ねんきんダイヤル、ねんきん加入者ダイヤル等)で受け付けています

対面
対面での相談は、全国の年金事務所・街角の年金相談センターで受け付けています

日本年金機構

日本年金機構ホームページにおけるリーフレットの掲載場所はこちら



<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/madoguchi-ichiran.html>

<ホームページ>

年金のお問い合わせ窓口一覧

年金のお問い合わせ窓口をご案内します。

オンラインサービス

年金について知りたい方

- ねんきんネット**
ご自身の年金記録の確認や将来受け取る年金見込み額の試算ができます
- 年金Q&A**
年金に関する質問の回答をキーワード検索で探せます
- ねんきんチャットボット**
よくあるお問い合わせについてチャット(対話)形式で相談できます(24時間対応)
- 動画(Youtube)**
年金の制度や届出方法について動画で確認できます
- 外国語ページ/Language**
年金に関する説明やお知らせをいろいろな国の言葉やわかりやすい日本語で確認できます

上記のほか、機構公式XやFacebookで各種制度や通知書の情報などを発信しています。ぜひ、フォローいただき、ご活用ください。

手続きをしたい方

- 個人向けサービス**
国民年金や年金の受け取りに関する手続きができます
また、源泉徴収票などの通知書を電子データで受け取れます
- 事業所向けサービス**
健康保険・厚生年金保険の手続きができます
また、社会保険料額などの情報を電子データで受け取れます

電話

対面

年金のお問い合わせ窓口一覧ページ
(日本年金機構ホームページ内) はこちら



<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/madoguchi-ichi-ran.html>

市区町村における多言語通訳サービスの利用について

市区町村職員の皆様が国民年金業務にかかる相談で、窓口に来訪された外国人のお客様を対応する際、日本年金機構が提供する電話による多言語通訳サービスをご利用いただけます。

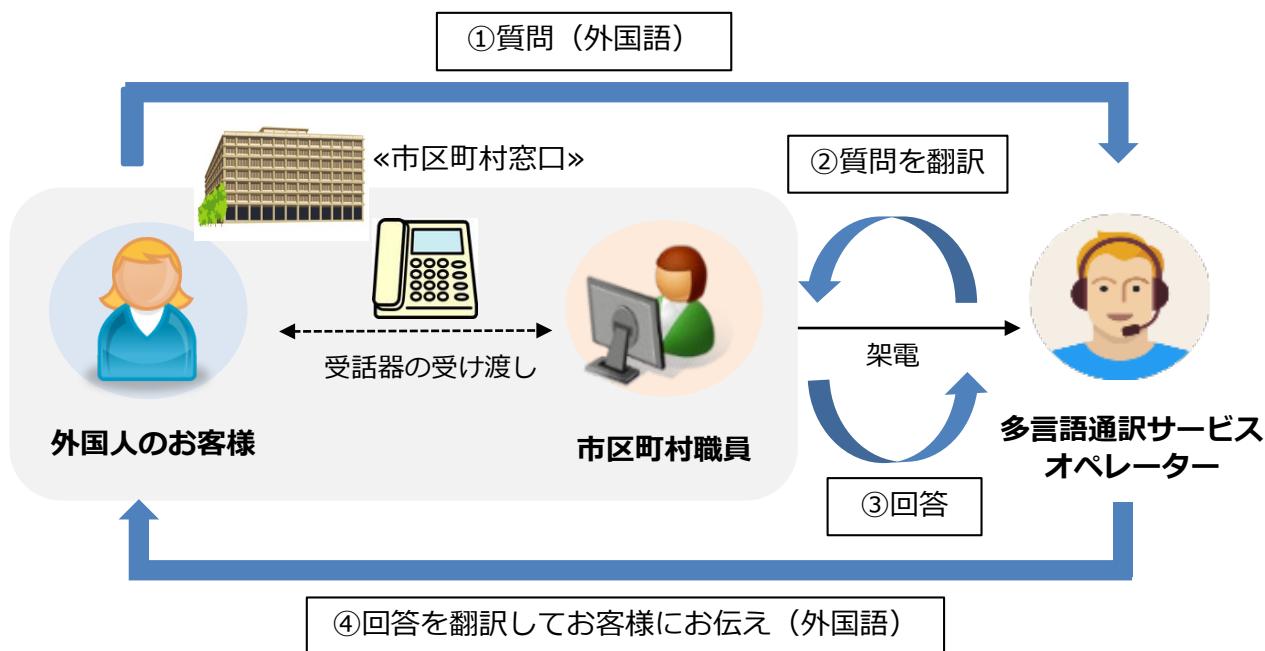
【多言語通訳サービスについて】

対応言語	英語、中国語、韓国語、ポルトガル語、スペイン語、タガログ語、ベトナム語、タイ語、インドネシア語、ネパール語、ミャンマー語
利用時間	<p>【英語のみ】 月曜日（週の第1営業日） 8：30～19：00 火曜日から金曜日 8：30～17：15 第2土曜日 9：30～16：00 ※土日、祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日は通訳サービスを利用できません。</p> <p>【英語以外】 月曜日から金曜日 8：30～17：15 ※土日、祝日、12月29日～1月3日は通訳サービスを利用できません。</p>
利用申込方法	多言語通訳サービスの利用を希望される場合は、管轄の年金事務所の国民年金課へお問い合わせください。

【通訳サービス利用イメージ】

市区町村職員から日本年金機構が提供する多言語通訳サービスの専用電話番号※に架電し、音声ガイダンスから外国人のお客様が希望する言語を選択してください。

※専用電話番号や詳しい利用方法は、利用申込後に管轄の年金事務所からお知らせします。



ねんきん自動音声送付受付サービスの開始について

お客様が、自動音声案内に従い通知書等の再交付及び用紙送付（以下「再交付等」という。）に必要な情報を電話機でボタン入力することで、再交付等の依頼を受け付けるサービスを開始しました。対象書類等は以下のとおりです。

【対象書類】

種類	対象書類	対象年（対象年度）※
再交付	源泉徴収票	令和5年分、令和6年分
	年金額改定通知書	令和6年度分、令和7年度分
	年金振込通知書	直近分
用紙送付	社会保険料（国民年金保険料）控除証明書	令和6年分、令和7年分
	扶養親族等申告書	令和8年分（白紙様式）
	年金受給権者受取機関変更届	白紙様式

※令和7年11月1日現在

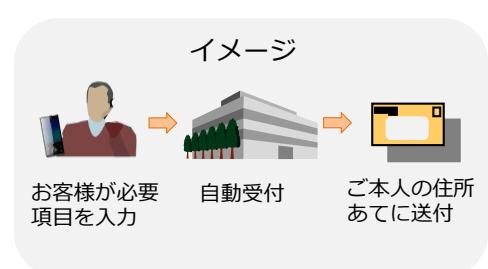
【受付に必要な情報】

項目	源泉徴収票	年金額改定通知書	年金振込通知書	社会保険料控除証明書	扶養親族等申告書	年金受給権者受取機関変更届
基礎年金番号	必要	必要	必要	必要	必要	必要
年金コード	必要	必要	必要	不要	不要	不要
生年月日	必要	必要	必要	必要	必要	必要
郵便番号	必要	必要	必要	必要	必要	必要
電話番号	必要	必要	必要	必要	必要	必要
対象年（和暦2桁）	必要	必要	不要	必要	不要	不要

【サービスの概要】

- ① サービス開始日：令和7年9月16日（火）
- ② 電話番号：^{サイコウフ}050-3319-3152
- ③ 受付時間：8：00～23：30（土・日・祝日含む）

※ 本サービスの利用者から通知書が届かない等の問合せがあった場合は、
社会保険料控除証明書については、ねんきん加入者ダイヤル（0570-003-004）、
それ以外の書類については、ねんきんダイヤル（0570-05-1165）をご案内ください。



【注意事項】

- ・音声ガイダンスにしたがって最後まで入力が完了しないと受付ができません。
- ・各種通知書等は、日本年金機構に登録されている日本国内のご本人様の住所あてに送付します。
- ・対象年（対象年度）は、時期によって異なります。

詳しくは日本年金機構HP
をご覧ください
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/jidoonsei.html>



マイナンバーの収録にご協力をお願いします！

日本年金機構において、基礎年金番号とマイナンバーを紐付けすることができない被保険者（未収録者）が存在する市区町村宛てに、未収録者の情報を一覧化した「マイナンバー未収録者リスト」をお送りしますので、ご協力をお願いします。（令和7年1月14日（金）送付予定）

日本年金機構では、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会等により、未収録者についてマイナンバーの紐付けに取り組んでいるところです。しかし、日本年金機構で管理している被保険者情報（氏名・生年月日・住所等）と、住民基本台帳で管理されている情報が一致しない場合、マイナンバーを紐付けすることができません。

つきましては、未収録者を解消するため、

- ①**マイナンバー未収録者リスト**でお知らせする未収録者にかかる**住民基本台帳の確認**
- ②**市区町村**で基礎年金番号を管理している未収録者全件にかかる**国民年金関係報告書等の提出**について、ご協力ををお願いいたします。

マイナンバーの収録により、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携による添付書類の省略や住所・氏名が変更になった際の届出の省略など、手続きの簡便化が図られます。また、情報連携では免除申請等の際に必要な所得情報等の照会も行えますので、市区町村の事務負担の軽減にもつながります。

業務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

事務の詳細については、**マイナンバー未収録者リスト**に同封する資料をご参照ください。
また、ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所にお問い合わせください。

令和7年分の「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」を送付しています

今年中に納付した国民年金保険料全額が、所得税及び住民税の申告において社会保険料控除の対象となります。

「かけはし」第96号でもお知らせしましたが、**令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方へ、令和7年分の社会保険料（国民年金保険料）控除証明書を送付しています。**

社会保険料控除を申告（年末調整・確定申告）する場合、納付したことを証明する書類の添付が義務づけられていますので、大切に保管するようお客様へのご案内をお願いします。

	対象者	送付方法	送付時期
①	令和7年1月1日から令和7年9月30日までの間に国民年金保険料を納付した方	電子送付 (※)	令和7年10月16日（木）から 下旬にかけて順次
		郵送	令和7年10月24日（金）から 11月上旬にかけて順次
②	令和7年10月1日から令和7年12月31日までの間に国民年金保険料を納付した方 (①の対象者は除きます。)	電子送付 (※)	令和8年1月下旬から順次
		郵送	令和8年2月上旬

※ 事前に「ねんきんネット」で電子送付希望の登録を行った方には、マイナポータルの「お知らせ」に電子データをお送りしています。（書面の郵送は行っていません。）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」についての照会は、次ページの（1）～（3）で対応していますので、必要に応じてご案内ください。

なお、日本年金機構公式X（旧Twitter）と日本年金機構公式Facebookで、控除証明書の送付についての情報を投稿しています。

(1) 日本年金機構ホームページ

(<https://www.nenkin.go.jp/>)

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の概要、証明書の見方やよくあるご質問（Q & A）等について、日本年金機構ホームページに掲載しています。

トップページからの遷移方法は以下のとおりです。



(2) 控除証明書相談チャット（24時間対応）

(<https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html>)

日本年金機構ホームページに、チャットボット（お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するサービス）を開設しています。

上記URLから「相談チャット総合窓口」へアクセスし、「控除証明書」を選択してください。

(3) ねんきん加入者ダイヤル（国民年金加入者向け）

◆ 電話番号

（ナビダイヤル） 0 5 7 0 – 0 0 3 – 0 0 4

- ・全国一律の通話料金でご利用いただけます。
- ・通話料定額プランの対象外です。
- ・「0570」の最初の「0」は省略しないでください。
- ・「0570」の前に市外局番を付けないでください。

0 5 0 から始まる電話でおかけになる場合（東京） 0 3 – 6 6 3 0 – 2 5 2 5



◆ 受付時間

月～金曜日 8 : 3 0 ~ 1 9 : 0 0

第2土曜日※ 9 : 3 0 ~ 1 6 : 0 0

※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）

【10月から11月発送用】 おもて面

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者以外）

【10月から11月発送用】うら面

控除証明書に関するお問い合わせ																																																																																												
日本年金機構ホームページ 控除証明書の見方やQ&Aなどを掲載しています。 右の「 二次元コード 」よりご利用ください。 (https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujo2025.html)																																																																																												
控除証明書 検索 控除証明書相談チャット（お問い合わせに対話形式で24時間自動対応するサービス）を開設しています。 右下の「 二次元コード 」から「相談チャット総合窓口」へアクセスし、「控除証明書」を選択してください。 (https://www.nenkin.go.jp/service/seidozenpan/chatbot.html)																																																																																												
相談チャット総合窓口 このバナーをクリックして進んでください。																																																																																												
ねんきん加入者ダイヤル 0570-003-004 050から始まる電話で おかげになる場合 (東京) 03-6630-2525 全国一律の通話料金でご利用いただけます。 通話料定額プランの対象外です。 受付時間 月～金曜日 8：30～19：00 第2土曜日※ 9：30～16：00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。																																																																																												
「日本年金機構を経つた不審な電話等」にご注意ください 日本年金機構が電話や訪問で預貯金額、口座番号、職業や家族構成などの個人情報を聞き取ることはありません。 矢印の方向へつづいている場合は、よく叱かれてからがしてください。（水に濡れている場合は、）																																																																																												
ご本人情報 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書（控） 被保険者氏名 基礎年金番号 令和7年中令和7年1月1日から令和7年9月30日までに納付された国民年金保険料の額は、次のとおりです。 (令和7年9月30日現在)																																																																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">納付済額</th> <th rowspan="2">納付済保険料の証明額</th> <th colspan="12">納付状況の内訳</th> </tr> <tr> <th colspan="12">納付対象月</th> </tr> <tr> <th>年</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①見込額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>②見込額</td> <td></td> </tr> <tr> <td>③合計額</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="13">①納付済額 + ②見込額 (②見込額がある場合に表示)</td> </tr> </tbody> </table>		納付済額	納付済保険料の証明額	納付状況の内訳												納付対象月												年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	①見込額													②見込額													③合計額													①納付済額 + ②見込額 (②見込額がある場合に表示)												
納付済額	納付済保険料の証明額			納付状況の内訳																																																																																								
		納付対象月																																																																																										
年	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																
①見込額																																																																																												
②見込額																																																																																												
③合計額																																																																																												
①納付済額 + ②見込額 (②見込額がある場合に表示)																																																																																												
e-Taxで簡単に確定申告可能な電子データの控除証明書 -環境に優しいペーパーレス化にご協力ください- 電子データを受け取るには登録が必要です。 マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子送付の希望登録をすると令和8年分以降、控除証明書を電子データで受け取ることができます。 令和7年分の電子データを受け取りたい場合は、マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子データの再交付を申請してください。 電子送付の希望登録をすると、紙の郵送が停止されます。 詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 (https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/u/denshishoцу_kojin.html)																																																																																												
再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ あとから納付した保険料額を反映した控除証明書が必要な方や、添付すべき領収証書をなくした方は、再交付でできます。 ねんきんネットを利用すると簡単に再交付申請できます。 右の「 二次元コード 」よりご利用ください。 (https://www.nenkin.go.jp/n_net/)																																																																																												

◆送付する控除証明書の様式（13月以上の前納者）

【10月から11月発送用】うら面

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書について														
<ul style="list-style-type: none">●国民年金保険料は社会保険料控除の対象です。●ご家族の保険料も控除の対象です。生計を一にする配偶者やその他の親族の国民年金保険料を納付した場合、納付した方の社会保険料控除の対象にできます。	<ul style="list-style-type: none">●令和7年内に納付した保険料は令和7年分として申告できます。 10月1日から12月31日までに、「納付状況の内訳」欄に「済」または「見」が表示された納付対象月以外の保険料を納付した場合は、本証明書に加えて領収証書を添付のうえ、合算して申告してください。●e-Taxで簡単に確定申告可能な電子データが便利です。 (環境に優しいペーパーレス化にご協力ください。) マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子送付の希望登録をすると令和8年分以降、控除証明書を電子データで受け取ることができます。 令和7年分の電子データを受け取りたい場合は、マイナポータルからねんきんネットを利用し、電子データの再交付申請をしてください。 電子送付の希望登録をすると、紙の郵送が停止されます。 詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 (https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/denshisofu_kojin.html)●再交付（紙・電子）の申請は『ねんきんネット』へ あとから納付した保険料額を反映した控除証明書が必要な方や、添付すべき領収証書をなくした方は、再交付ができます。 ねんきんネットを利用すると簡単に再交付申請できます。 右の二次元コードよりご利用ください。 (https://www.nenkin.go.jp/n_net/)	  												
<ul style="list-style-type: none">●お問い合わせ <p>(1) 日本年金機構ホームページ 控除証明書の見方やQ&Aなどを掲載しています。 右の二次元コードよりご利用ください。 (https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/koujou2025.html)</p> <p>(2) ねんきん加入者ダイヤル TEL : 0570-003-004 (ナビダイヤル) 全国一律の通話料金でご利用いただけます。 通話料定額プランの対象外です。 050から始まる電話でおかけになる場合(東京)03-6630-2525 <受付時間> 月～金曜日 8:30～19:00 第2土曜日 9:30～16:00 ※第2土曜日以外の土・日・祝日、12/29～1/3はご利用いただけません。</p>	<p>●前納した国民年金保険料の社会保険料控除 前納した国民年金保険料について、社会保険料控除を申告する場合は、以下の（1）または（2）のどちらかを選択してください。</p> <p>(1) 全額を納付した年に控除（まとめて申告する場合） 本証明書の「令和7年中の納付済保険料額」（表面下部）に記載されている合計額が証明額となります。 申告の際には、金額が記載されているすべての証明書を添付等してください。</p> <p>(2) 各年分の保険料に相当する額を各年に控除（3年分に分けて申告する場合） 各年の控除額は下表の例のように算出します。申告の際には、各年の控除対象額が記載された証明書1枚を切り取って添付等してください。 (2) の方法で控除を受けた場合、(1) の方法に戻すことはできません。 また、令和8年に令和8年分と令和9年分をまとめて控除することもできません。</p> <p>！本証明書は、最大3年間使用しますので、大切に保管してください。</p> <p>[例] 各年分の保険料に相当する額を各年に分けて申告する場合</p> <table border="1"><thead><tr><th>控除対象額</th><th>例1 口座振替で24カ月分（令和7年4月分から令和9年3月分）408,150円を前納した場合</th><th>例2 納付書で20カ月分（令和7年8月分から令和9年3月分）344,260円を前納した場合</th></tr></thead><tbody><tr><td>Ⓐ 令和7年</td><td>(令和7年4月から令和7年12月までの9カ月分) 408,150円×9カ月／24カ月 = 153,057円</td><td>(令和7年8月から令和7年12月までの5カ月分) 344,260円×5カ月／20カ月 = 86,065円</td></tr><tr><td>Ⓑ 令和8年</td><td>(令和8年1月から令和8年12月までの12カ月分) 408,150円×12カ月／24カ月 = 204,075円</td><td>(令和8年1月から令和8年12月までの12カ月分) 344,260円×12カ月／20カ月 = 206,556円</td></tr><tr><td>Ⓒ 令和9年</td><td>(令和9年1月から令和9年3月までの3カ月分) 408,150円 - ⓒ = 51,018円</td><td>(令和9年1月から令和9年3月までの3カ月分) 344,260円 - ⓒ = 51,639円</td></tr></tbody></table> <p>※ 控除額を計算する過程で生じる端数は、1円未満を切り上げます（最終年を除く）。最終年の控除額は、残りの金額を控除額とします。</p>	控除対象額	例1 口座振替で24カ月分（令和7年4月分から令和9年3月分）408,150円を前納した場合	例2 納付書で20カ月分（令和7年8月分から令和9年3月分）344,260円を前納した場合	Ⓐ 令和7年	(令和7年4月から令和7年12月までの9カ月分) 408,150円×9カ月／24カ月 = 153,057円	(令和7年8月から令和7年12月までの5カ月分) 344,260円×5カ月／20カ月 = 86,065円	Ⓑ 令和8年	(令和8年1月から令和8年12月までの12カ月分) 408,150円×12カ月／24カ月 = 204,075円	(令和8年1月から令和8年12月までの12カ月分) 344,260円×12カ月／20カ月 = 206,556円	Ⓒ 令和9年	(令和9年1月から令和9年3月までの3カ月分) 408,150円 - ⓒ = 51,018円	(令和9年1月から令和9年3月までの3カ月分) 344,260円 - ⓒ = 51,639円	
控除対象額	例1 口座振替で24カ月分（令和7年4月分から令和9年3月分）408,150円を前納した場合	例2 納付書で20カ月分（令和7年8月分から令和9年3月分）344,260円を前納した場合												
Ⓐ 令和7年	(令和7年4月から令和7年12月までの9カ月分) 408,150円×9カ月／24カ月 = 153,057円	(令和7年8月から令和7年12月までの5カ月分) 344,260円×5カ月／20カ月 = 86,065円												
Ⓑ 令和8年	(令和8年1月から令和8年12月までの12カ月分) 408,150円×12カ月／24カ月 = 204,075円	(令和8年1月から令和8年12月までの12カ月分) 344,260円×12カ月／20カ月 = 206,556円												
Ⓒ 令和9年	(令和9年1月から令和9年3月までの3カ月分) 408,150円 - ⓒ = 51,018円	(令和9年1月から令和9年3月までの3カ月分) 344,260円 - ⓒ = 51,639円												
<p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none">●「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年9月30日までに納付した保険料額です。●「②見込額」は、引き続き令和7年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。●以下のは、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。<ul style="list-style-type: none">・国民年金第1号被保険者ではない場合・令和8年3月または令和9年3月までの保険料を前納している場合・令和7年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く）	<p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none">●「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年9月30日までに納付した保険料額です。●「②見込額」は、引き続き令和7年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。●以下のは、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。<ul style="list-style-type: none">・国民年金第1号被保険者ではない場合・令和8年3月または令和9年3月までの保険料を前納している場合・令和7年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く）	<p>[注意事項]</p> <ul style="list-style-type: none">●「①納付済額」は、令和7年1月1日から令和7年9月30日までに納付した保険料額です。●「②見込額」は、引き続き令和7年末までに納付した場合の保険料額を表示しています。●以下のは、「②見込額」、「③合計額」を表示していません。<ul style="list-style-type: none">・国民年金第1号被保険者ではない場合・令和8年3月または令和9年3月までの保険料を前納している場合・令和7年4月から8月分の保険料に未納期間がある場合（口座振替またはクレジット納付の方を除く）												

令和7年に13月以上の国民年金保険料を前納した場合の社会保険料控除について

13月以上の国民年金保険料を前納した場合、以下の（1）または（2）のいずれかを選択できます。

（1）全額を納めた年に申告する

日本年金機構からお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の
3年分3枚の証明書は、切り離さず添付して申告してください。

申告額は、「③合計額」（「③合計額」に記載がない場合は「①納付済額」）です。

（2）複数年に分けて申告する

日本年金機構からお送りした「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」下部の
3年分3枚の証明書のうち、**令和7年分の1枚を切り離して申告に使用してください。**

申告額は、「各年に分けて申告する場合の証明額」です。

なお、残りの2枚の証明書については、**令和8年、令和9年の申告時に使用しますので、**
大切に保管してください。

【例】口座振替にて24ヵ月分（令和7年4月～令和9年3月）408,150円を前納した場合

① 令和7年に控除の対象となる額

（令和7年4月～令和7年12月までの9ヵ月分）

$$408,150\text{円} \times (9\text{ヵ月}/24\text{ヵ月}) = 153,057\text{円}$$

② 令和8年に控除の対象となる額

（令和8年1月～令和8年12月までの12ヵ月分）

$$408,150\text{円} \times (12\text{ヵ月}/24\text{ヵ月}) = 204,075\text{円}$$

③ 令和9年に控除の対象となる額

（令和9年1月～令和9年3月までの3ヵ月分）

$$408,150\text{円} - 153,057\text{円} - 204,075\text{円} = 51,018\text{円}$$



複数年に分けて申告する場合、3年分3回に分けて申告し、分割して申告した
翌年に残りの年分をまとめて申告することはできませんのでご注意ください。

上記の例の場合、令和7年に①の9ヵ月分の申告を行った場合、残りの年分
(15ヵ月分)をまとめて令和8年に申告することはできません。

令和7年、令和8年、令和9年の3年分に分けて申告する必要があります。

国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の発送について

国民年金保険料の未納期間がある方へ、「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」（以下「催告状」という。）を以下の通り送付します。

なお、催告状は、圧着はがき形式になっており、直近の納付状況や年金加入状況も確認することができます。

送付対象者	令和7年4月分以降に国民年金保険料の未納期間がある方（※） ※令和7年10月中旬に対象者を抽出しています。
送付時期	令和7年11月21日（予定）
送付物	催告状（圧着ハガキ形式） ※様式は次項をご覧ください。

【日本年金機構ホームページへの掲載】

令和7年11月に、日本年金機構ホームページの「大切なお知らせ」に掲載予定です。

【マイナポータル・ねんきんネットを利用したお知らせの送信】

マイナポータル及びねんきんネット利用者で当催告状を発送している方には以下の案内文を送信します。（送信日 令和7年11月26日予定）

《案内文》

日本年金機構では、国民年金保険料の納め忘れの期間があると思われるお客様に、お知らせ（ハガキ）を送付しています。（発送日 令和7年11月21日）

お手元にお知らせが届きましたら、内容をご確認いただき、事前に送付している納付書により納めてください。

また、納付書とスマートフォンがあれば、決済アプリを使用した電子（キャッシュレス）決済で納めることができます。対象の決済アプリは日本年金機構ホームページでご確認ください。

「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」おもて面

<div style="text-align: center;">  <p>料金 後納 郵便</p> <p>親 屋</p> <p>XXXX-XXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX</p> <p>XXXXXXXXXXXXXXXXXXXX 様</p> <p>9999-9999999-9999-999 </p> <p>大切なお知らせ 必ずご開封ください。</p> <p>国民年金保険料のお知らせ</p> <p>差出人</p> <p>日本年金機構 Japan Pension Service</p> <p>〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号</p> <p>お問い合わせ先 (宛先不明の場合は返送)</p> <p>X 〒 999-9999 XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXXX XXXXXXXXXXXX TEL XXXXXXXXXXXXXXX ※裏面は内側になります。</p> <p>裏面①からゆきりていねいに開いてご覧ください。</p> </div>	<h3 style="text-align: center;">国民年金未納保険料 納付勧奨通知書（催告状）</h3> <p>お客様の国民年金保険料には、下記の納付状況のとおり未納があります。</p> <p>未納があると、年金を受け取るときに影響がありますので、金融機関・コンビニエンストア等で納めてください。 (影響について詳しくは裏面をご覧ください。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="12">納付状況</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="11">未納月数</th> <th rowspan="2">未納金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">Z9 力月</th> <th colspan="9">4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Z9</td> <td colspan="2">X X X X X X X X X X X X</td> <td colspan="9">X X X X X X X X X X X X</td> <td>¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="11">未納月数</th> <th rowspan="2">未納金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">Z9 力月</th> <th colspan="9">4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3</th> </tr> <tr> <td>Z9</td> <td colspan="2">X X X X X X X X X X X X</td> <td colspan="9">X X X X X X X X X X X X</td> <td>¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">年度</th> <th colspan="11">未納月数</th> <th rowspan="2">未納金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">Z9 力月</th> <th colspan="9">4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3</th> </tr> <tr> <td>Z9</td> <td colspan="2">X X X X X X X X X X X X</td> <td colspan="9">X X X X X X X X X X X X</td> <td>¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円</td> </tr> <tr> <th rowspan="2">合計</th> <th colspan="11">未納月数</th> <th rowspan="2">未納金額</th> </tr> <tr> <th colspan="2">Z9 力月</th> <th colspan="9">4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3</th> </tr> <tr> <td></td> <td colspan="2">X X X X X X X X X X X X</td> <td colspan="9">X X X X X X X X X X X X</td> <td>¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">*納付期限(現実的見込み)に赶上しておこなっています。</p> <p>納付状況の記号説明</p> <p>* 未納 サ 学生生活特例 A, B, H, Y 納付済 セ 納付猶予 L, M, Y, Z 全額免除 + 第3回納付 ア, チ, ピ 半額, 3/4, 1/4 免除 (未納) △ 産業復帰後免除 イ, ソ, フ 半額, 3/4, 1/4 免除 (滞納済) - 納付期限2ヶ月超過(注) / 延滞年金保険料・共済料に加入している場合は 2 月遅納の判断</p> <p style="text-align: right;">注)現地支所に窓口で「-」とお伝えしています。</p>	納付状況												年度	未納月数											未納金額	Z9 力月		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3									Z9	X X X X X X X X X X X X		X X X X X X X X X X X X									¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円	年度	未納月数											未納金額	Z9 力月		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3									Z9	X X X X X X X X X X X X		X X X X X X X X X X X X									¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円	年度	未納月数											未納金額	Z9 力月		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3									Z9	X X X X X X X X X X X X		X X X X X X X X X X X X									¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円	合計	未納月数											未納金額	Z9 力月		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3										X X X X X X X X X X X X		X X X X X X X X X X X X									¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円	<p style="background-color: #e0e0ff; padding: 5px;">必ずお読みください</p> <ul style="list-style-type: none"> ●ねんきんネットから納付書がなくても納付することができます。操作方法等、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。 〔国民年金 納付書によらない納付〕で検索してください。 ●納付書での納付をご希望の方で、納付書がお手元にない場合は年金事務所までご連絡ください。 ●経済的に保険料を納めることが難しい場合は、国民年金保険料の免除申請を行なうことができます。詳しくは裏面をご覧ください。 <p style="background-color: #e0e0ff; padding: 5px;">お問い合わせの際は基礎年金番号が必要です。 お客様の基礎年金番号は 9999-999999 です。</p> <p>年金加入状況</p> <p>お客様の現在までの年金加入月数は、次のとおりです。 ・満額組合に加入している月数は含みません。 ・ご不明な点は、年金事務所にお問い合わせください。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="12">年金加入状況</th> </tr> <tr> <th rowspan="2">会員 登録 年金保険料 免除申請</th> <th colspan="11">1 / 4 年金 加入 月数</th> <th rowspan="2">年金受 給 料 額</th> <th rowspan="2">年金 支 給 月 数</th> <th rowspan="2">正規 免 除</th> </tr> <tr> <th colspan="3">現役 勤務 時 間</th> <th colspan="3">現役 勤務 時 間</th> <th colspan="3">現役 勤務 時 間</th> <th colspan="3">現役 勤務 時 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>Z9</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right;">*厚生年金保険加入月数 *雇用保険加入月数 合計</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td colspan="2">厚生年金保険加入月数</td> <td colspan="2">雇用保険加入月数</td> <td colspan="2">合計</td> </tr> <tr> <td colspan="2">ZZ9 力月</td> <td colspan="2">ZZ9 力月</td> <td colspan="2">ZZ9 力月</td> </tr> </table> <p>令和○○年○○月より国民年金保険料についての電話・文書によるご案内は、業務を委託する下記の事業者から行ないます。</p> <p style="text-align: right;">【○○○○○○○○】 お問い合わせ先 営業時間 ○○：○○～○○：○○</p>	年金加入状況												会員 登録 年金保険料 免除申請	1 / 4 年金 加入 月数											年金受 給 料 額	年金 支 給 月 数	正規 免 除	現役 勤務 時 間			現役 勤務 時 間			現役 勤務 時 間			現役 勤務 時 間			Z9	厚生年金保険加入月数		雇用保険加入月数		合計		ZZ9 力月		ZZ9 力月		ZZ9 力月															
納付状況																																																																																																																																																																																																																																				
年度	未納月数											未納金額																																																																																																																																																																																																																								
	Z9 力月		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3																																																																																																																																																																																																																																	
Z9	X X X X X X X X X X X X		X X X X X X X X X X X X									¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円																																																																																																																																																																																																																								
年度	未納月数											未納金額																																																																																																																																																																																																																								
	Z9 力月		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3																																																																																																																																																																																																																																	
Z9	X X X X X X X X X X X X		X X X X X X X X X X X X									¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円																																																																																																																																																																																																																								
年度	未納月数											未納金額																																																																																																																																																																																																																								
	Z9 力月		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3																																																																																																																																																																																																																																	
Z9	X X X X X X X X X X X X		X X X X X X X X X X X X									¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円																																																																																																																																																																																																																								
合計	未納月数											未納金額																																																																																																																																																																																																																								
	Z9 力月		4 5 6 7 8 9 10 11 12 1 2 3																																																																																																																																																																																																																																	
	X X X X X X X X X X X X		X X X X X X X X X X X X									¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥, ¥ ¥ ¥ 9 円																																																																																																																																																																																																																								
年金加入状況																																																																																																																																																																																																																																				
会員 登録 年金保険料 免除申請	1 / 4 年金 加入 月数											年金受 給 料 額	年金 支 給 月 数	正規 免 除																																																																																																																																																																																																																						
	現役 勤務 時 間			現役 勤務 時 間			現役 勤務 時 間			現役 勤務 時 間																																																																																																																																																																																																																										
Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9	Z9																																																																																																																																																																																																																						
厚生年金保険加入月数		雇用保険加入月数		合計																																																																																																																																																																																																																																
ZZ9 力月		ZZ9 力月		ZZ9 力月																																																																																																																																																																																																																																

「国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）」うら面

国民年金保険料について、日本年金機構が委託した民間事業者から、文書、電話によるご案内をしています。

- ご案内の際には、委託事業者名および氏名を名乗ったうえで、お客様の本人確認をさせていただきます。

委託事業者は、次のようなことは行いませんので、不審な点がありましたら、お近くの年金事務所までご相談ください。

- 金融機関やコンビニエンスストアにおいてATM操作をお願いすることは一切ありません。
- 基礎年金番号通知書又は年金手帳、年金証書、現金等をお預かりすることは一切ありません。

国民年金保険料は、多くの方にお支払いいただいています

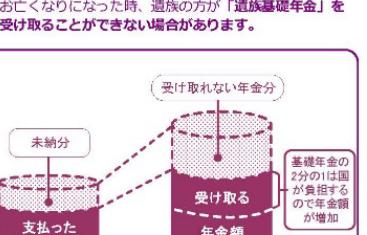
公的年金加入者約6,800万人のうち未納者※は1%に過ぎません。

※ 2~4ヶ月の保険料が未納となっている方

保険料の未納が続くと、

- ・未納1年あたり「老齢基礎年金」が年額約2万円少なくなるだけでなく、「老齢基礎年金」を受け取ることができない場合があります。
- ・障害を負ってしまった時「障害基礎年金」を受け取ることができない場合があります。
- ・お亡くなりになった時、遺族の方が「遺族基礎年金」を受け取ることができない場合があります。

開封方法 ①2の順に矢印の方向へゆっくりていねいに開いてください。



保険料の免除・猶予制度等があります

所得が少ない、失業、事業の廃止（廃業）などの理由で保険料の納付が困難な場合には、一定の期間保険料の納付が免除・猶予される「国民年金保険料免除・納付猶予制度」があります。

「国民年金保険料免除・納付猶予制度」の申請は、保険料の納付期限から2年を経過していない期間（任意加入期間は除きます。）について、さかのぼって申請できます。

詳しくは、表面の年金事務所、委託事業者までお尋ねください。

また、学生の方には、学生期間中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

免除制度については、日本年金機構のホームページでもご案内しています。
<https://www.nenkin.go.jp/service/kokunetsu/menjo/index.html>

国民年金の免除手続は電子申請が便利です

国民年金 免除 電子申請

(https://www.nenkin.go.jp/kokusetsu/denshi_kakuren.htm)

検索



納めた保険料は控除の対象となります

納めた国民年金保険料の全額が社会保険料控除の対象となりますので、税金の負担が軽減されます。

年末年始における国民年金資格取得届の早期回付について

昨年度、12月に会社を退職した被保険者が国民年金第1号被保険者の資格取得届を12月中に提出したにもかかわらず、年末年始を挟んだことにより市町村から日本年金機構への回付が遅れたため、納期限後に国民年金保険料納付書が被保険者へ届き、12月分の保険料を納期限までに納付することができなかつた事象がありました。

事務センターに回付された資格取得届については、回付受付から処理完了するまでに7営業日程度を要します。また、納付書については、処理完了後、翌々週に発送されます。

つきましては、今年度の12月下旬から1月における納付書の郵便局差出スケジュールは以下となりますので、早期の回付にご協力をお願いします。

また、お客様が早期に納付書の発行を希望する資格取得届については、管轄の年金事務所へご相談ください。

(参考) 納付書の郵便局差出スケジュール

回付受付日（目安）	処理完了日	郵便局差出予定日
令和7年12月17日（水）	令和7年12月22日（月）～令和7年12月26日（金）	令和8年1月14日（水）
令和7年12月24日（水）	令和8年1月5日（月）～令和8年1月9日（金）	令和8年1月21日（水）
令和8年1月6日（火）	令和8年1月13日（火）～令和8年1月16日（金）	令和8年1月27日（火）

令和7年度税制改正に伴う公的年金等に係る対応

1. 公的年金等に係る所得税の基礎控除の引上げへの対応

令和7年度税制改正について、所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）が令和7年3月31日に公布され、令和7年12月1日より施行されます。

これにより、「所得税の基礎控除の引上げ」が行われ、令和7年12月の年金支払時に改正後の一定の控除額を用いて計算した1年分の税額と、既に源泉徴収した税額との精算を行います。

（1）所得税の基礎控除の引上げに係るポイント

- ① 基礎控除の引上げに伴い、公的年金の源泉徴収の対象とならない年金額が205万円未満（65歳未満は155万円未満）に引き上げられました。
- ② 基礎控除の金額は年金額によって2段階に分かれ、対象者に引き上げ額の上乗せが適用されます。
ただし、令和7年分の所得税の源泉徴収については、年金額が205万円以上242万円以下（65歳未満は155万円以上213万円以下）の場合についても、一律242万円（65歳未満は213万円）を超える場合の控除額が適用されます。

※65歳以上で年金額が198万円超242万円以下の方（65歳未満は年金額が154万円超212万6,667円以下）は確定申告を行うことで還付を受け取ることができます。

[令和7年分の公的年金からの控除額]

年齢	改正前（令和7年11月以前）		改正後（令和7年12月以降）		
	年金額	控除額	年金額	税法上の控除額	源泉徴収における控除額
65歳以上	158万円以上	月割額の25%+6万5千円 (最低13万5千円)	205万円以上	月割額の25%+10万5千円 (最低17万5千円)	月割額の25%+10万円 (最低16万5千円)
			242万円以下	月割額の25%+10万円 (最低16万5千円)	
65歳未満	108万円以上	月割額の25%+6万5千円 (最低9万円)	155万円以上	月割額の25%+10万5千円 (最低13万円)	月割額の25%+10万円 (最低12万5千円)
			213万円以下	月割額の25%+10万円 (最低12万5千円)	
			213万円超	月割額の25%+10万円 (最低12万5千円)	

（2）令和7年分の所得税の還付対応

- ① 令和7年10月の年金支払までは改正前の所得税額で源泉徴収を行います。
- ② 令和7年12月の年金支払時に令和7年分の改正後の所得税額と改正前の所得税額との差額を受給者に還付します。

（3）所得税の還付対象者

以下の条件をすべて満たす者が還付対象者となります。

- ・新法、旧法及び統合共済（旧三共済・農林共済）のいずれかの老齢年金受給者
- ・令和7年2月定期支払から令和7年11月随時支払に所得税の源泉徴収がある者
- ・国内居住者

2. 令和7年12月に送付する年金振込通知書

令和7年12月に送付する年金振込通知書の「所得税額および復興特別所得税額」欄に、精算後の税額を表示しており、「-」（マイナス）が付されている場合は還付額を示しています。

また、年金振込通知書の裏面に令和7年度税制改正に係る説明文を記載します。

(年金振込通知書表面)

年金振込通知書					(振込予定日) 令和7年12月15日
されたことにより、令和7年12月から令和8年2月までの各偶数月にお支払いする年金は、次のとおり指定された金融機関の預貯金口座に振り込まれますので、お知らせします。					
年金の制度・種類		年金		振込先	
基礎年金番号		年金コード		※1	
各支払期の支払額、年金から特別徴収（控除）する額および控除後振込額※2					
	令和7年12月の支払額	令和8年2月の支払額	令和8年4月の支払額	令和**年**月の支払額	参考：前回支払額（令和7年10月の支払額）
年金支払額	400,000 円	400,000 円	400,000 円	***** 円	400,000 円
介護保険料額※3	円	円	円	円	円
※3	円	円	円	円	円
所得税額および復興特別所得税額	-11,500 円	3,500 円	3,500 円	円	6,500 円
個人住民税額※3	円	円	円	円	円
および森林環境税額	円	円	円	円	円
控除後振込額	411,500 円	396,500 円	396,500 円	***** 円	393,500 円

※1 支店には、支店のほか、支所、営業所、出張所等が含まれます。
 ※2 令和8年4月までの記載がない方は、支払額等の変更が予定されている方です。
 ※3 介護保険料等の額は市区町村からの依頼に基づく金額を記載しています。
 個人住民税額等の額は市町村からの依頼に基づく金額を記載しています。
 「所得税の還付がある場合、
 「-」（マイナス）を付して
 その金額を表示する。
 厚
 官
 令和8年以降は、改正後の所得税額を表示する。
 印影
 長

(年金振込通知書裏面)

令和7年度税制改正について					
<ul style="list-style-type: none"> 令和7年度税制改正により、所得税の基礎控除額の引上げ、特定親族特別控除の創設、同一生計配偶者および扶養親族の所得要件の引上げが行われました。 基礎控除額の引上げにより、令和7年中に源泉徴収した所得税額の再計算を行い、税額に過納額が生じた場合は、令和7年12月の年金支払時にその過納額を還付することとしています。 <p>※上記の精算においてもなお年間の源泉徴収税額がある方のうち、合計所得金額が132万円以下の方（例えば65歳以上で公的年金等の収入金額が242万円以下の方等）は、確定申告をすることにより還付を受けることができる場合があります。</p> <p>※令和7年の所得税について、特定親族特別控除の適用を受けようとする場合や、扶養親族等の要件を満たすこととなった親族にかかる扶養控除等の適用を受けようとする場合は、原則として確定申告をする必要があります。</p> <p>詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。 https://www.nta.go.jp/publication/pamph/gensen/0025004-025.pdf#page=2</p>					
令和7年12月支払時の所得税について					
<ul style="list-style-type: none"> 令和7年12月の年金支払時に、改正後の一定の基礎的控除額を用いて計算した1年分の税額と既に源泉徴収した税額との精算を行い、これにより過納額が生じた場合は今回の年金支払においてその過納額を還付しています。 年金振込通知書の「所得税額および復興特別所得税額」の欄には、精算後の税額を表示しており、「-」（マイナス）が付されている場合は還付額を示しています。 <p>【令和7年分の所得税の源泉徴収と還付イメージ】</p>					

年金生活者支援給付金請求書未提出の方に対する再勧奨

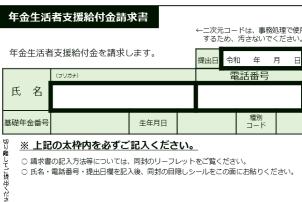
年金生活者支援給付金請求書の未提出の方に対する再勧奨について

日本年金機構は、令和7年9月1日（月）から9月12日（金）にかけて、新たに年金生活者支援給付金の支給要件に該当された方に年金生活者支援給付金請求書をお送りしています。

請求書の提出がない方に対しては再勧奨を行っていますが、初回の勧奨により大部分の方から請求書の提出がされていることを踏まえ、令和7年度以降の再勧奨の実施内容を見直しましたので、その内容をお知らせします。

【実施内容の変更点】

- ・1回目の再勧奨について、これまで初回と同様の送付物をお送りしていましたが、一律お知らせ（はがき）の送付とします。
- ・これまで3回実施してきた再勧奨について、2月下旬の3回目の再勧奨を取りやめます。

	初回の勧奨 (9/1以降)	再勧奨		
		1回目 (10/22)	2回目 (12/5)	3回目 (2月下旬)
送付物	<ul style="list-style-type: none">・請求書（はがき型）・請求書（A4様式）等  	初回と同様の送付物 →お知らせ（はがき）	お知らせ（はがき）	

※注意事項

令和8年1月5日（月）までに請求書を受け付けした場合、令和7年10月分に遡って年金生活者支援給付金をお受け取りいただけますが、1月6日（火）以降の受付となった場合、令和8年2月分からの支給となります。

12月下旬に請求書を郵便で提出した場合、郵便事情等により1月5日（月）までに機構本部に届かない場合がありますので、お早めに手続きをお願いします。なお、請求書（はがき型）は電子申請による請求手続きが可能です。詳細は日本年金機構HPをご確認ください。

<日本年金機構ホームページ（特設ページ直リンク）>

<https://www.nenkin.go.jp/oshirase/taisetu/2025/202509/0901.html>

November2025 <Vol.97>

未支給年金・未支払給付金請求書の様式を変更します

令和7年11月より、未支給年金・未支払給付金請求書（以下、「未支給請求書」という。）の様式を変更し、「年金受給権者死亡届（報告書）兼未支給年金・未支払給付金請求書」（以下、「死亡届兼未支給請求書」という。）に名称を変更しました。

1. 未支給請求書の主な変更点

（1）様式の統合

未支給請求書と受給権者死亡届（報告書）（以下、「死亡届」という。）を統合し、現行の複写様式からA4判単票形式（表裏2枚）に変更しました。

また、帳票内に記入例を新設し、併せて説明文の見直しや図・表を挿入することで分かりやすい内容に変更しました。

なお、未支給年金を請求できる者がいない場合を考慮し、死亡届は単票形式として存続します。

（2）共済組合等が支給する共済年金の請求意思確認

日本年金機構と共に複数の年金を受けている方が死亡した場合は、原則、請求書を日本年金機構または共済組合等のいずれか1箇所に提出します。

このうち、平成27年9月30日以前に受給権が発生した共済年金については請求意思の確認が必要ですが、請求意思確認欄を廃止し、年金コード欄への記載で読み替えることとします。

（3）受け取ることができる方および順位の確認

省令改正に伴い、請求者より請求順位が先である者の有無を記入し、先順位者がいる場合のみ、その続柄をすべて記入することとなりました。

（4）別世帯の理由書

請求者が配偶者または子であって同住所別世帯の場合には、請求書内の別世帯の理由書を記入する必要があります。当該欄には署名欄がありましたが、様式見直しに伴い署名を不要としました。

※様式変更前の帳票が提出された場合でも、当該署名欄の記入は不要とします。

（5）年金証書を添付できない事由書

死亡届の提出時には死者の年金証書の添付を求めており、年金証書を添付できない場合は添付できない理由を記入することとなっています。

現行、死亡届の様式内に記入欄が設けられていますが、様式変更後は記入欄を請求書2ページ目「未支給年金の請求手続きに必要な書類」②に移動しました。

2. 受付・点検事務の留意点

（1）請求書の受付

これまで、未支払いの年金を受け取ることができる者に対し、未支給請求書と死亡届をそれぞれ提出していただきましたが、様式統合に伴い、死亡届兼未支給請求書1枚の提出となります。

なお、上記1.（5）のとおり、年金証書を添付できない事由書は請求書裏面にありますので、記入漏れにご留意ください。

（2）死亡届のみの場合

未支給年金を請求できる遺族がいない場合、または、未支払いの年金がない場合は、原則、死亡届の提出を案内してください。

なお、死亡届兼未支給請求書で受け付けた請求書について、死亡届のみの提出であった場合は、請求書名の「兼未支給年金・未支払給付金請求書」を二重線で抹消のうえ、年金事務所へ回付ください。

3. 旧帳票の取扱い

様式変更前の帳票で未支給年金・未支払給付金請求書が提出された場合は、令和7年11月以降も受付できます。

4. 死亡届兼未支給請求書（令和7年11月～）

[1ページ目（請求書）]

1.(1)

様式第514号

国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・年金生活者支援給付金

年金受給権者死亡届（報告書）兼 未支給年金・未支払給付金請求書

二次元コード

◆記入にあたっては、裏面「未支給年金の請求手続きに必要な書類」を必ずご確認ください。鉛筆や、摩擦により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。

◆
（灰色）内は記入不要です。

1.(2)

死亡者	① 基礎年金番号													共済支給	国・地・私	国・地・私	国・地・私	
	② 年金の種類	受給していたすべての年金の請求（届出）を希望する場合は以下に印を記入												請求（届出）する年金コードを指定する場合は、以下に年金コードを記入				
	※共済年金を受給している方は、記入例②をご確認ください。													<input checked="" type="checkbox"/>				
	③ (フリガナ) 氏名	(氏)												(名)	未支給 有無	1		
	④ 生年月日	明治 平成 大正 令和 昭和	年	月	日	⑤ 死亡年月日	令和	年	月	日								
請求者（届出者）	⑥ (フリガナ) 氏名													⑦ 続柄	統納コード			
	(氏)													(名)				
	⑧ 郵便番号	郵便番号			(フリガナ)			市区 町村										
	⑨ 住 所	住所																
	⑩ 電話番号 ※日中つながりやすい連絡先	- - -																

◆ 死亡届のみ提出の場合は、以降の記入は不要です。

1.(3)

届出事項（共通項目）	⑪ 請求者のマイナンバー ※添付書類は裏面①参照																			
	⑫ 年金受取口座として指定する口座を記入してください。（公金受取口座を利用する場合も必ず記入してください。）																			
	受取金融機関	口座名義人ナカ氏名			(セイ)			(メイ)												
	※ 裏面⑤参照	1 金融機関	金融機関コード	支店コード	(カナ)	銀行	金庫	信託	信託	本店	預金種別	口座番号（左詰めで記入）								
		2 ゆうちょ銀行				信託	信託	信託	信託	支店	1.普通	2.当座	金融機関またはゆうちょ銀行の証明欄							
	貯金通帳の記号（左詰めで記入）					番号（右詰めで記入）					請求者の氏名フリガナと口座名義人ナカ氏名が同じであることをご確認ください。									
	<input type="checkbox"/> 上記指定口座は、公金受取口座として登録済の口座である。※公金受取口座として登録済の口座である場合は、マイナンバーを記入することで、通帳等の写しや金融機関の証明は不要となります。																			
	⑬ 未支給年金・未支払給付金を受け取ることができる方および順位の確認																			
	死亡当時、請求者より請求順位が先である、死亡者と生計を同じくしていた方がいましたか。 「いえ」と記入した場合、その方の続柄をすべて記入してください。 ※請求順位：1.配偶者（事実婚含む）/2.子/3.父母/4.孫/5.祖父母/6.兄弟姉妹/7.その他3親等内の親族 ※先順位者がいる場合は、未支給年金を受け取ることはできません。詳しくは4ページで確認ください。																			
	<input type="checkbox"/> いらない <input checked="" type="checkbox"/> いる																			

1.(4)

該当項目のみ	⑭ 請求者が配偶者または子で、住民票の住所が同住所別世帯であるとき（別世帯の理由書）																
	※死亡者と住民票上、別住所の場合は裏面⑥をご確認ください。																
	次の理由により、別世帯だが、死亡者と生計を同じくしていたことを申立します。（該当の理由に○をしてください。）																
	① 同じ住所に二世帯で住んでいたため。 ② 同じ世帯であったが、世帯主の死亡により、世帯主が変更されたため。																
		⑮ 死亡者が旧三共済（J.R.、J.T.、N.T.T.）・農林共済年金を受給していた場合															
	死亡者からみて、あなたは法定相続人ですか。 <input type="checkbox"/> はい <input type="checkbox"/> いいえ																
	⑯ 備考																

744501	年 金 事 務 所	死亡/未支給・未支給のみ・死亡のみ
744502		共済あり者の認定結果
45		支給・不支給（別紙有）
46		支援給付金有無
48		有・無
50		決裁
		二次
		一次

市 区 町 村
受 付 年 月 日

実 施 機 関 等
受 付 年 月 日

【2ページ目（添付書類）】

未支給年金の請求手続きに必要な書類

未支給年金の請求手続きには、①～⑥の書類の添付が必要です。なお、以下の場合については、請求書にマイナンバーを記入のうえ①を添付することで、一部の添付書類を省略することができます。

【請求者が配偶者の場合】

- ③～④の添付を省略できます。

（注）令和4年1月10日以前に死亡した者の未支給年金を請求する場合は③の添付が必要です。

【請求者が配偶者以外の場合】

- ④の添付を省略できます。

（注）請求者が子で、この請求書と併せて遺族年金を請求する場合は③～④の添付を省略できます。

（令和4年1月10日以前に死亡した者の未支給年金を請求する場合は③の添付が必要です。）

お客様
チェック欄

① マイナンバー（個人番号）にかかる確認書類

- ・以下のいずれかの書類を添付してください。
- ・郵送する場合は両面のコピーを添付、窓口で提出する場合は原本を提示してください。

①

マイナンバーカード

個人番号が確認できる書類および身元（実存）確認書類

- ・個人番号が確認できる書類
個人番号の表示がある住民票、通知カード（氏名、住所等が住民票の記載と一致する場合に限る）
- ・身元（実存）確認書類
運転免許証、パスポート、在留カードなど

1.(5)

②

年金証書（死亡者分）

- ・添付できない場合は、以下の事由欄に記入してください。

(事由欄)	ア、廃棄済み	イ、紛失（見つけた場合は必ず廃棄します。）	ウ、その他（　　）
-------	--------	-----------------------	-----------

③

死亡者と請求者の続柄が確認できる書類

- ・以下のいずれかの書類を添付してください。

戸籍謄（抄）本

（死亡日以降に発行されたもの）



法定相続情報一覧図

（死亡者が被相続人であるものに限る）

＜続柄確認に必要となる戸籍謄（抄）本の例＞				
請求者の 続柄	必要となる戸籍謄（抄）本			
	請求者	死亡者	請求者の親	死亡者の親
配偶者	○	-	-	-
子	○	-	-	-
父母	-	○	-	-
孫	○	-	○	-
祖父母	-	○	-	○
兄弟姉妹	○	○	-	-
甥姪	○	○	○	-

※上記で続柄確認ができない場合、追加で戸籍謄（抄）本が必要です。

④

請求者の世帯全員の住民票（死亡日以降に発行されたもの）

※ 死亡者と住民票上、同住所同世帯の場合は原則、添付不要です。

✓

⑤

預貯金通帳またはキャッシュカードのコピー

- ・請求書に記入した口座番号等が確認できる書類を添付してください。

（金融機関名、支店名、口座名義人ナカ氏名、預金種別、口座番号が確認できるもの）

- ・公金受取口座を利用される場合、または金融機関の証明を受ける場合は添付不要です。

※ インターネット専業銀行等の場合、口座番号等が確認できる画面をプリントアウトしたものを添付してください。

※ 貯蓄預金口座または貯蓄貯金口座への振込みはできません。

✓

⑥

生計同一関係に関する申立書

（申立内容について、第三者による証明または事実確認書類が必要です。）



用紙はこちらから取得いただけます。
「ねんきんダイヤル」または年金事務所などにお問い合わせください。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/seikidouitsu.html>

✓

【添付書類にかかるその他の注意事項】

- 審査の過程で、添付いただいた書類以外の書類が必要となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- 添付書類は「コピー」と記載されているもの以外は、原本を添付してください。
- 代理人の方が手続きをする場合は、請求者の委任状および代理人の方の本人確認ができる書類が必要です。
- 死者が年金給付の年金請求書を提出していないかったときは、年金請求書とその添付書類が必要です。
- 死者名義の送金通知書（郵便局窓口で現金受取する場合の通知書）があれば必ず一緒にご提出ください。
- 請求者が事実婚関係にあった配偶者の場合は必要書類が異なりますので、日本年金機構ホームページをご確認いただくか、「ねんきんダイヤル」または年金事務所などにお問い合わせください。

【3ページ目（記入例）】

- 日本年金機構のホームページに請求書の記入方法等を掲載しています。
<https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/izokunenkinseikyu.html>



記入上の注意と記入例

提出する際は、添付書類が必要になります。
詳しくは2ページをご確認ください。

3

未支給年金（未支払給付金）の請求について

1. 未支給年金（未支払給付金）とは

- 年金は死亡月分まで支払われますが、以下の年金は死亡者が受け取ることができないため、死亡者と生計を同じくしていた遺族が未支給年金の請求をすることで受け取ることができます。
 - (1) 年金を受けている方が死亡したときにまだ振込みされていない年金
 - (2) 死亡日より後に振込みされた年金のうち、死亡月分までの年金
- 年金生活者支援給付金についても上記と同様に、未支払給付金の制度があります。
- 未支給年金を受ける権利は、5年（未支払給付金は2年）を経過したときは時効によって消滅します。
- 未支給年金請求書を提出されてから受け取るまでにおおむね3か月かかります。

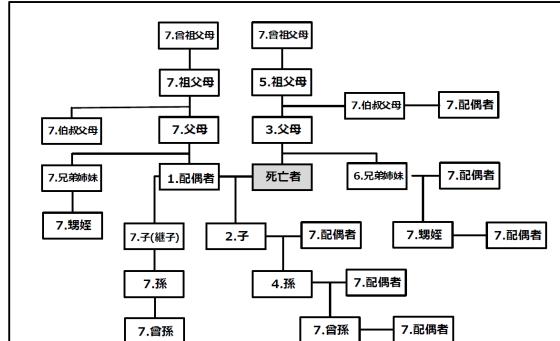
2. 未支給年金（未支払給付金）を受け取ることができる方および順位

- 未支給年金（未支払給付金）を受け取ることができる方は、**死亡者と生計を同じくしていた以下の中の遺族です。**

請求順位	未支給年金を受け取ることができる遺族
1	配偶者 (事実婚関係にある方を含む)
2	子
3	父母
4	孫
5	祖父母
6	兄弟姉妹
7	その他3親等内の親族

自分より先順位者がいる場合は、未支給年金を受け取ることはできません。
同順位者が2名以上いる場合は、そのうち1名が代表してご請求いただくこととなります。

<未支給年金を受け取ることができる遺族の範囲> 番号は請求順位



※上記以外の民法上の3親等内の親族も含まれます。

「生計を同じくしていたとは」

- 生計を同じくしていたとは、以下のいずれかに該当する場合をいいます。
 - ① 住民票上同一世帯に属していたとき
 - ② 住民票上世帯を別にしていたが、住民票上の住所が同一であったとき
 - ③ 住民票上の住所が異なっていたが、日常生活を共にし、かつ、生活上の家計を一つにしていたとき
 - ④ やむを得ない事情により住民票上の住所が異なっていたが、経済的な援助および定期的な音信訪問があり、その事情が消滅したときは、日常生活を共にし、生活上の家計を一つにする予定であったとき（請求者が配偶者または子の場合）
 - ⑤ 住民票上の住所が異なっていたが、生活費、療養費などについて生活の基盤となる金銭または現物による経済的な援助が行われていたとき（請求者が死者の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹またはその他3親等内の親族の場合）

旧三共済（JR、JT、NTT）・農林共済年金の未支給年金について

- 旧三共済（JR、JT、NTT）・農林共済年金は上記とは異なり、以下のいずれかに該当する方が未支給年金を受け取ることができます（相続放棄した者を除く）。
 - (1) 死亡者に生計を維持されていた配偶者、子※、父母、孫※、祖父母
 - ※ 子または孫は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあって配偶者がいない方、または受給者の死亡当時、障害等級の1・2級（旧共済の場合、1～3級）に該当する障害の状態であった方
 - (2) 上記（1）以外の法定相続人

3. 未支給年金（未支払給付金）の請求に関する留意事項

- 日本年金機構と共済組合等から複数の年金を受けている方が死亡した場合は、この請求書を日本年金機構または共済組合等のいずれか1か所に提出することで手続きができます。（ただし、平成27年9月30日以前に受給権が発生した共済年金と国民（基礎）年金のみを受けていた場合は、それぞれの請求先に提出が必要です。）
- 未支給の年金および未支払の年金生活者支援給付金のいずれも受けることができる場合は、この請求書の提出により両方の給付の請求をしたこととなります。（ただし、共済組合等から支給される年金のみを受給されていた方の未支払の年金生活者支援給付金を請求する場合、それぞれの請求先に提出が必要です。）

「公金受取口座登録制度」とは

- 公金受取口座登録制度とは、国民の皆さまが金融機関にお持ちの預貯金口座について、一人一口座、給付金等の受取のための口座として、国（デジタル庁）に任意で登録していただく制度です。
- 公金口座の登録、登録状況の確認や登録口座の変更、登録の抹消を行う場合は、マイナポータルからお手続きください。詳しくは、デジタル庁ホームページの公金受取口座に関するページをご確認ください。

5.死亡届

死亡届は、令和7年11月4日（火）以降、日本年金機構ホームページより取得可能です。

様式第515号																																																																								
国民年金・厚生年金保険・船員保険・共済年金・年金生活者支援給付金																																																																								
年金受給権者死亡届（報告書）																																																																								
死亡者	① 基礎年金番号		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>																																																																					
② 年金の種類		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="2" rowspan="2">下欄にチェックすることで受給して いたすべての年金の届出ができます</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"><input checked="" type="checkbox"/></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </table>										下欄にチェックすることで受給して いたすべての年金の届出ができます																							<input checked="" type="checkbox"/>																																					
下欄にチェックすることで受給して いたすべての年金の届出ができます																																																																								
<input checked="" type="checkbox"/>																																																																								
③ (フリガナ) 氏 名		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">(氏)</td><td colspan="10">(名)</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td colspan="10"></td></tr> </table>										(氏)		(名)																																																										
(氏)		(名)																																																																						
④ 生年月日		明治 大正 昭和	平成 令和	年	月	日	⑤ 死亡年月日	令 和	年	月	日																																																													
届出者	⑥ (フリガナ) 氏 名		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr><td colspan="2">(氏)</td><td colspan="10">(名)</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td colspan="10"></td></tr> </table>										(氏)		(名)																																																									
	(氏)		(名)																																																																					
	⑧ 郵便番号		郵便番号		住 所	(フリガナ)																																																																		
⑨ 住 所		市区 町村																																																																						
⑩ 電話番号 <small>*※日中つながりやすい連絡先</small>		- - -																																																																						
⑪ 備 考																																																																								
【添付書類】																																																																								
1. 死亡の事実を明らかにできる書類 (個人番号（マイナンバー）が収録されている方については不要です。) ・住民票除票 ・戸籍抄本 ・死亡診断書（コピー可） などのうち、いずれかの書類																																																																								
2. 死亡者の年金証書 年金証書を添付できない方は、その事由について以下の事由欄にご記入ください。																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">(事由欄)</td><td style="width: 10%;"><input type="radio"/> ア</td><td>廃棄済み、</td><td style="width: 10%;"><input type="radio"/> イ</td><td>紛失（見つけた場合は必ず廃棄します。）、</td><td style="width: 10%;"><input type="radio"/> ウ</td><td>その他 ()</td></tr> </table>												(事由欄)	<input type="radio"/> ア	廃棄済み、	<input type="radio"/> イ	紛失（見つけた場合は必ず廃棄します。）、	<input type="radio"/> ウ	その他 ()																																																						
(事由欄)	<input type="radio"/> ア	廃棄済み、	<input type="radio"/> イ	紛失（見つけた場合は必ず廃棄します。）、	<input type="radio"/> ウ	その他 ()																																																																		
◆ 黒インクのボールペンで記入してください。 鉛筆や、摩擦により消色するインクを用いたペンは使用しないでください。																																																																								
◆ (灰色) 内は記入不要です。																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 10%;">年 金 事 務 所</td><td style="width: 10%;">支 援 給 付 金 有 無</td><td style="width: 10%;">有 ・ 無</td><td style="width: 10%;">決 裁</td><td style="width: 10%;">二 次</td><td style="width: 10%;">一 次</td><td colspan="6"></td></tr> </table>												年 金 事 務 所	支 援 給 付 金 有 無	有 ・ 無	決 裁	二 次	一 次																																																							
年 金 事 務 所	支 援 給 付 金 有 無	有 ・ 無	決 裁	二 次	一 次																																																																			
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">市 区 町 村 受 付 年 月 日</td><td style="width: 50%;"></td></tr> </table>												市 区 町 村 受 付 年 月 日																																																												
市 区 町 村 受 付 年 月 日																																																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td style="width: 50%;">実 施 機 関 等 受 付 年 月 日</td><td style="width: 50%;"></td></tr> </table>												実 施 機 関 等 受 付 年 月 日																																																												
実 施 機 関 等 受 付 年 月 日																																																																								

[戸籍法改正関係] 氏名のフリガナを変更する場合の年金に関するお願い

○令和7年7月に発行した「かけはしvol.95」において、戸籍の氏名フリガナを変更される年金受給者へのご案内に関するお願いをしたところです。

○令和7年6月以降、氏名変更（フリガナ）による住基異動情報の件数が大幅に増加しており、日本年金機構からお送りする「**氏名変更のお知らせ**」の送付件数についても増加しています。

○引き続き周知用チラシ「**年金受給者のみなさまへ**」の配付及び年金受給者へのご案内へのご協力をよろしくお願いいたします。

○日本年金機構ホームページ（特設ページ※）では「**氏名変更のお知らせ**」の見本や周知用チラシ（PDFファイル）を掲載していますので、ご案内の際には併せてご活用ください。

※URL : <https://www.nenkin.go.jp/tokusetsu/kosekinenkin.html>

◆年金受給者にご案内いただきたいこと

○市区町村から通知された氏名のフリガナを変更すると、その情報が年金記録の氏名のフリガナと相違する場合、年金記録の氏名のフリガナも変更されます。

○変更後の年金記録の氏名のフリガナが年金の受取先金融機関の口座名義（フリガナ）と相違している場合は、年金の支払いが一時的に止まることがあります。

○このため、年金記録の氏名のフリガナが変更された方には、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」をお送りしますので、「**氏名変更のお知らせ**」が届いてから、次回の年金支払日までに年金の受取先金融機関の口座名義（フリガナ）の変更手続きをしていただくようご案内をお願いします。

○「**氏名変更のお知らせ**」が届く前に年金の受取先金融機関の口座名義（フリガナ）の変更手続きを行うと、年金記録の氏名のフリガナの変更が間に合わず、次回の年金支払いが一時的に止まることがあります。

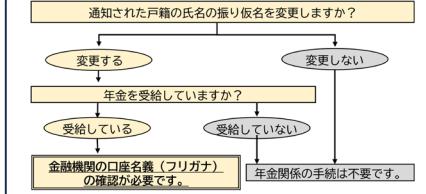
○年金の支払いが一時的に止まってしまった場合は、お近くの年金事務所までお問い合わせいただくようご案内をお願いします。

<周知用チラシ>

年金受給者のみなさまへ

● 戸籍の振り仮名を変更する場合、年金の受取金融機関の口座名義の変更が必要となる場合があります。以下の内容をご確認ください。

1. ご確認ください



2. 大切なお願いです

- 年金を受けられている金融機関の口座名義（フリガナ）が、変更後の氏名の振り仮名^{※1}と相違していると、年金の支払いが一時的に止まることがあります。
※1 戸籍の氏名の振り仮名を変更すると、住民票にも反映され、その情報をもとに年金記録の氏名の振り仮名も変更されます。
- 受取金融機関の口座名義の変更が必要な方に対しては、日本年金機構から「氏名変更のお知らせ」（口座名義変更のご案内）をお送りします。
- 「氏名変更のお知らせ」が届いた場合は、金融機関の窓口等で口座名義（フリガナ）の変更手続きが必要です^{※2}。

※2「氏名変更のお知らせ」が届く前に口座名義（フリガナ）を変更すると、年金の支払いが一時的に止まることがありますので、注意ください。

ご不明な点は、日本年金機構の年金事務所へお問い合わせください。年金事務所の連絡先は、日本年金機構ホームページ(<https://www.nenkin.go.jp/>)の「全国の相談・手続窓口」でご確認ください。

なお、共済組合が年金を受け取っている方は、該当の共済組合等にお問い合わせください。



日本年金機構
Japan Pension Service

<氏名変更のお知らせ（見本）>

見本	
168-8505 杉並区高井戸 3-5-24	
給付 剛 様	
令和XX年XX月XX日 日本年金機構	
氏名変更のお知らせ	
この度、住民基本台帳ネットワークから氏名変更情報を提供されたことに伴い、日本年金機構にて算出しているお支障の年金記録上の氏名を合わせて変更しました。住民票上の氏名変更是、原則、お客様から市立区町村へ届出しなだした内容（「婚姻等による氏名変更の届出」または「戸籍の氏名の振り仮名変更の届出」）に基づいて行われています。	
変更前の氏名のフリガナが年金振込先金融機関の口座名と合致している場合は、年金の振込ができるようになりますので、変更後の「氏名をご確認ください」以下のとおりご対応をお願いします。	
基礎年金番号 : XXXXX - XXXXXX	
変更前の氏名	モウカ フクシ 給付 剛
変更後の氏名	モウカ ケン 給付 剛
次回の年金支払日 : 令和XX年XX月XX日	
※住民票上の氏名の一部に日本年金機構で対応できない漢字が含まれている場合は、カタカナでの対応となります。	
※氏名のフリガナで小文字【や、ゅ、ょ、𠀤】は大文字に変換して登録しております。	
(お願い事項)	
次回の年金支払日の前に、年金振込先金融機関に口座名義変更の要否をお問い合わせの上、必要に応じて、口座名義変更の手続きを行ってください。よろしくお願いいたします。氏名変更に係る手続きの詳細は、専用のリーフレットをご確認ください。	
なお、上記の口座名義変更の手続きが遅れた場合、一時的に年金の振込ができなくなることがあります。その場合、口座名義変更の手続き終了後再び年金を支給させていただきますので、日本年金機構から別途交付される「年金の振込についての照会」(はがき)を必ずご返送の上、再振込までしばらくお待ちくださいますようお願いいたします。	

令和7年12月1日に日本・オーストリア間の社会保障協定が発効します

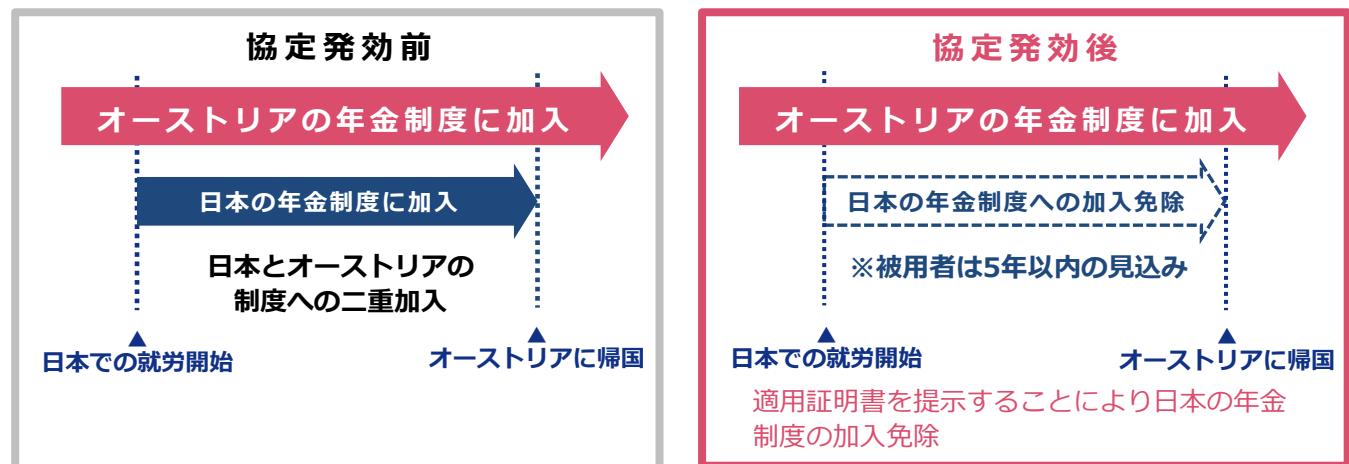
令和7年12月1日に「社会保障に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定（以下、「オーストリア協定」といいます。）が発効します。

<オーストリア協定の概要>

対象制度	日本	: 年金、医療保険、雇用保険
	オーストリア	: 年金、疾病保険、災害保険、失業保険

オーストリア協定では、「二重加入の防止」、「年金保険期間の通算」及び「年金請求書等の代理受理」が規定されています。

1. 二重加入の防止



【日本で就労する自営業者等の手続き】

オーストリアを居住地として日本で就労する自営業者またはオーストリアから5年を超えない見込みで派遣された被用者の場合、オーストリア協定の発効により、オーストリアの年金制度のみに加入することになります。日本の年金制度への加入が免除されるためには、オーストリアで交付された「適用証明書」が必要となります。

■ 協定発効前から日本で就労している方

オーストリアにおいて「適用証明書」の交付を受けたうえで、年金事務所や市区町村で「国民年金被保険者関係届書（申出書）」（資格喪失）を提出していただくことになります。その際、資格喪失日は「令和7年12月1日（協定発効日）」、備考欄には「社会保障協定による喪失」と記入してください。

■ 配偶者または子

上記の自営業者等に同行する配偶者または子は、一定の条件（※）を満たす場合、日本の年金制度への加入が免除されます。（ただし、配偶者または子が日本の年金制度への加入を希望する場合には、その限りではありません。）

※同行する配偶者または子が当該被用者・自営業者の収入により生計を維持していること等

【オーストリアで就労する自営業者等の手続き】

日本を居住地としてオーストリアで就労する自営業者または日本から5年を超えない見込みでオーストリアへ派遣された被用者の場合、オーストリア協定の発効により、日本の年金制度のみに加入することになります。オーストリアの年金制度への加入が免除されるためには、日本年金機構に「適用証明書交付申請書」を提出し、「適用証明書」の交付を受ける必要があります。手続きについては、年金事務所を案内してください。

2. 年金保険期間の通算



【オーストリアの期間を日本の保険期間に通算する場合（日本年金の受給）】

日本の年金について、日本の保険期間のみでは受給資格期間（10年）を満たさない場合に、重複しない限りにおいてオーストリアと日本の保険期間を通算して、受給資格要件を満たせば、日本の年金制度から日本の保険期間に応じた給付を受給できます。

受給資格要件については、日本年金機構をご確認ください。

【日本の期間をオーストリアの保険期間に通算する場合（オーストリア年金の受給）】

オーストリアの年金について、オーストリアの保険期間のみでは受給資格期間（15年※）を満たさない場合に、重複しない限りにおいて、日本とオーストリアの保険期間を通算して、受給資格要件を満たせば、オーストリアの年金制度からオーストリアの保険期間に応じた給付を受給できます。ただし、オーストリアの保険期間が12カ月を満たさない場合は、日本期間を通算してもオーストリアの年金を受け取ることはできません。

オーストリアの受給資格要件については、オーストリアの実施機関を案内してください。

※15年のうち7年は収入を伴う活動による保険期間であることが必要です。

3. 年金請求書等の代理受理

これまでオーストリアの年金請求書はオーストリアの年金実施機関の窓口に請求者が直接送付する必要がありました。協定発効日（令和7年12月1日）以降は、オーストリアの年金請求書を年金事務所で受付可能となります。

オーストリア協定の手続きに関する詳細は、日本年金機構ホームページ
(<https://www.nenkin.go.jp/service/shaho-kyotei/shaho.html>) をご確認ください。

はじめに

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願ひします。

今回のテーマは 「生計を同じくしている子がいる場合」の請求書の添付書類と記載例について です

前号（かけはし第96号）において、請求書の様式変更に伴う「生計維持関係確認項目の留意事項（対象となる子が2人を超える場合は別紙を添付すること）について」記載しております。生計維持関係確認項目については照会が多く寄せられておりますので、今回は「生計を同じくしている子がいる場合」の請求書の記載例とその添付書類について掲載します。

1 生計維持関係の取扱い

平成23年4月1日より「国民年金法等の一部を改正する法律（障害年金加算改善法）」（平成22年法律第27号）が施行され、「生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱い」について（平成23年3月23日年発 0323 第1号）が、厚生労働省年金局長から日本年金機構理事長宛てに通知されています。当該通知において、「生計維持・生計同一関係等に係る認定基準及びその取扱いについて」により生計維持関係等の認定基準及び認定の取扱いを行うこととされています。今回は当該取扱いに記載されている障害基礎年金の加算額の対象となる子の認定について取り上げます。

2 生計維持関係の認定対象者及び認定日

生計維持関係は、認定日において生計同一要件及び収入要件を満たしていることを確認する必要があります。障害基礎年金の生計維持認定対象者と認定日については以下のとおりです。

【生計維持認定対象者・認定日】

認定対象者	認定日
加算額対象の子 (18歳到達年度の末日までにある子、または2級以上の障害の状態にある20歳未満の子)	<ul style="list-style-type: none">受給権発生日障害年金加算改善法の施行日（平成23年4月1日）の前日において、加算額の加算対象となっていない子を有する場合は、法施行時の前日（平成23年3月31日）受給権発生日後に生計維持関係のある子を有するに至った場合はその事実発生日（法施行日以後に限る。）障害年金加算改善法の施行日（平成23年4月1日）以後において、加算額の加算対象となっていない子を有する場合で、その子が新たに障害等級1級又は2級に該当する障害の状態となった日

3 生計同一関係の認定（添付書類の確認）

生計同一関係の認定については、下表【生計同一要件を確認する書類】の認定対象者の状況区分に応じた添付書類を確認することにより行ってください。

【生計同一要件を確認する書類】

認定対象者の状況区分	添付書類
住民票上同一世帯に属しているとき	<ul style="list-style-type: none">住民票(世帯全員)の写し※1
住民票上世帯を異にしているが、住所が住民票上同一であるとき	<ul style="list-style-type: none">それぞれの住民票(世帯全員)の写し※1別世帯となっていることについての理由書※2
住所が住民票上異なっているが、現に起居を共にし、かつ、消費生活上の家計を一つにしていると認められるとき	<ul style="list-style-type: none">それぞれの住民票(世帯全員)の写し※1同居についての申立書別世帯となっていることについての理由書※2第三者の証明書又は「次ページ（別表）生計同一関係を証明する書類」に示す書類
住所が住民票上異なっているが、単身赴任、就学又は病気療養等のやむを得ない事情により住所が住民票上異なるが、次の事実が認められ、その事情が消滅した時は、起居を共にし、消費生活上の家計を一つにすると認められるとき ・生活費、療養費等の経済的な援助が行われて いること ・定期的に音信、訪問が行われていること	<ul style="list-style-type: none">それぞれの住民票(世帯全員)の写し※1別居していることについての理由書※2経済的援助及び定期的な音信、訪問等についての申立書※2第三者の証明書又は「次ページ（別表）生計同一関係を証明する書類」に示す書類

※1 子のマイナンバーを記入した場合は、添付不要です。

※2 原則「生計同一関係に関する申立書」（34～35ページ参照）に記入したもの添付が必要です。

(別表) 生計同一関係を証明する書類

事項	添付書類
①健康保険等の被扶養者になっている場合	資格確認書等の写し（保険者番号及び記号番号はマスキング）
②給与計算上、扶養手当等の対象になっている場合	給与簿又は賃金台帳等の写し
③税法上の扶養親族になっている場合	源泉徴収票又は課税台帳等の写し
④定期的に送金がある場合	預金通帳、振込明細書又は現金書留封筒等の写し
⑤単身赴任による別居の場合	辞令の写し、出向命令の写し、単身赴任手当が分かる書類の写し、その他事業主が発行する単身赴任に係る証明書
⑥就学により、住所が住民票上異なっている場合	学生証の写し、在学証明書、その他学校が発行する就学に関する証明書
⑦病気療養・介護により、住所が住民票上異なっている場合	入院・入所証明、入院・入所に係る領収証の写し、その他医療機関・介護施設等が発行する入院・入所に係る証明書
⑧その他①から④に準ずる場合	その事実を証する書類

4 収入要件を確認する書類

子のマイナンバーを記載した場合は収入を証明する書類を添付する必要はありません。

マイナンバーを記載しない場合は、認定日の前年（請求時に前年の収入、所得が確定しない場合は前々年）の課税証明書、源泉徴収票、確定申告書等の収入額及び所得額を確認することができる書類が必要です。ただし、認定対象者が認定日において下表＜所得証明に代用できる書類＞の「認定対象者の状況」欄に該当する場合、「添付書類」欄の書類を所得証明に代えて添付することができます。

＜所得証明に代用できる書類＞

認定対象者の状況	添付書類
義務教育終了前	不要
健康保険等の被扶養者	資格確認書等の写し（保険者番号及び記号番号はマスキング）
高等学校等在学中	在学証明書又は学生証の写し

請求書の記載例

請求書3ページ（生計維持関係確認項目）の記載例は以下のとおりです。ご参照ください。

<請求書3ページ>

生計を同じくしている子がいる場合は、ご記入ください。

■子の年齢要件は次のいずれかとなります。

・18歳になった後の最初の3月31日まで

・国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある場合は20歳未満

※ 対象となる子が2人を超える場合は、3人目以降を別紙にご記入の上、請求書に添付してください。

なお、別紙の様式については、日本年金機構のホームページに掲載していますので、ご活用ください。

4. 子についてご記入ください。

以下のいずれかに該当する「子」についてご記入ください。

① 18歳になった後の最初の3月31日までにある子

② 20歳未満であって、国民年金法施行令別表に定める障害等級1級・2級の障害の状態にある子

子(Ⓐ欄)	①(フリガナ) ネンキン 氏(氏)	(名) ブロウ	生 日 7.平成 9.令和 X X X X X X X X X X X X X X X X	障 害 の 状 態 に あ る ・ な い	◆ 診	年 月 日 X X X X X X X X X X X X X X X X
子(Ⓑ欄)	②(フリガナ) 氏(氏)	(名)	生 日 7.平成 9.令和 X X X X X X X X X X X X X X X X	障 害 の 状 態 に あ る ・ な い	◆ 診	年 月 日 X X X X X X X X X X X X X X X X

「ある」を○で囲んだ場合は、診断書の提出が必要です。

子のマイナンバーを記入いただくことで、戸籍の添付を省略できる場合があります。

[注意事項]

児童扶養手当の受給者の方やその配偶者が、公的年金制度から年金を受けるようになったり、年金額が改定されたときは、市区町村から支給されている児童扶養手当が支給停止または一部支給停止される場合があります。詳しくは、お住まいの市区町村の児童扶養手当担当窓口にお問い合わせください。

5. 生計維持関係の確認のため、以下の申し立てをご記入ください。

請求者(年金を受ける方)によって生計維持されている子がいる場合、「子の加算額」が加算されることがあります。

以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

- ① 生計を同じくしていること(例) 同居している。単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている。
- ② 収入要件を満たしていること(年収850万円(所得655.5万円)以上を有しないことが認められること。)

生計維持関係に関する申立書

申立日 令和 XX 年 XX 月 XX 日

1. 上記の子と生計を同じくしていますか。該当するものを○で囲んでください。
(同居している場合や、単身赴任等で住所が異なっているが生活費を共にしている場合は生計を同じくしていることになります。)

はい · いいえ

2. 請求者(年金を受ける方)によって生計を維持されている方の収入について、該当するものを○で囲んでください。

対象者	(1)年収は850万円未満ですか。 (または所得655.5万円未満ですか。)		(1)「いいえ」に○を付けた方のみご記入ください (2)この年金の受給権発生時点において、年収850万円(所得655.5万円)未満ですか。	
子 (Ⓐ欄の子)	<input checked="" type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ		<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	
子 (Ⓑ欄の子)	<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ		<input type="checkbox"/> はい · <input type="checkbox"/> いいえ	

請求者(年金を受ける方)によって生計を維持されている子がいる場合は、「生計維持関係に関する申立書」にご記入ください。

1. で「はい」を○で囲んだ場合、同居の事実を明らかにできる世帯全員の住民票が必要です。

※ 子のマイナンバーを記入した場合、子の世帯全員の住民票は不要です。

収入について証明する書類が必要です。

※ 子のマイナンバーを記入した場合、収入について証明する書類は不要です。

<生計維持関係について>

収入関係については生計維持があったことを証明する書類が必要です。

「生計維持とは」以下の2つの要件を満たしているとき、「生計維持されている」といいます。

①生計同一関係があること

- ・住民票上、同一世帯である。
- ・単身赴任、就学、病気療養等で、住所が住民票上は異なっているが、生活費を共にしている。

②収入要件を満たしていること

年収850万円(所得655.5万円)以上を有しないことが認められること。

6 生計同一関係に関する申立書

別世帯となっている理由書として、原則以下の「生計同一関係に関する申立書」の添付が必要です。

<日本年金機構ホームページ内の掲載先（令和7年10月時点）>

トップページ > 申請・届出様式 > 申請・届出様式（年金等の受け取り） > 共通事項 > 生計同一関係・事実婚関係に関する申立をするとき ページ内の

[「生計同一関係に関する申立書（加給年金・子の加算）（PDF）」をクリック。](#)

加給年金

子の加算等

様式1

生計同一関係に関する申立書

① 生計同一関係にあることの申立

申立年月日：令和_____年_____月_____日 ※ この申立書の記入日を記載してください。

私と下記②の者は、生計を同じくしています。

① 受給権者の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____

② 受給権者の配偶者または子の住所、氏名

住所 _____

氏名 _____ (①との続柄：)

氏名 _____ (①との続柄：)

氏名 _____ (①との続柄：)

② 生計同一関係の開始日

※ 加給年金や子の加算の支給を希望していて、既に障害年金を受給されている方の場合、記入してください。

(昭和 · 平成 · 令和 _____年_____月_____日 · 頃)

上記①・②の方の状況に応じて、次の1～3のいずれか1つに○を付した上で、必要事項を記載してください。

1. ①と②は、住民票上は別世帯ですが、住民票上の住所は同一です。

【住民票上、別世帯となっている理由を以下に記載してください。】

2. ①と②は、住民票上は別住所ですが、実際は同居しています。

【住民票上、別世帯（別住所）となっている理由を以下に記載してください。】

裏面へ続く

November2025<Vol.97>

3. ①と②は、別居しています。また、住民票上も別住所です。

(1) 別居している理由を以下に記載してください。

(2) 経済的援助の状況について、以下の⑦～⑨に記載してください。

⑦ ①(受給権者)から②(配偶者等)に対する経済的援助 (あり・なし)

⑧ 経済的援助の回数 (年・月・約_____回程度)

⑨ 経済的援助の内容

(3) 音信・訪問の状況について、以下の⑦～⑨に記載してください。

⑦ 音信の手段 (訪問・電話・メール・その他：_____)

⑧ 訪問回数 (年・月・週：約_____回程度)

⑨ 音信・訪問の内容

第三者による証明欄

※ 上記1に○をされた場合（住民票上は別世帯だが、住民票上の住所は同一である場合）または生計同一関係証明書類を提出している場合は記入不要です。

上記の事実に相違ないことを証明します。

また、私は上記①及び②の者の民法上の三親等内の親族ではありません。

証明年月日：令和____年____月____日 ※ ①の申立日（記入日）以後に証明してください。

住所 _____

氏名 _____ 電話番号 _____ - _____ - _____

※ 法人（会社、病院、施設等）・個人商店として証明する場合は、所在地・名称及び証明者の役職名と氏名を記入してください。

日本年金機構理事長 様

Point 第三者による証明欄について

第三者の証明は、民法上の三親等内の親族に該当しない者であって、生計同一に係る申立ての事情について相違ないことを証明できる者の証明であれば、厚生労働省通知「平成23年3月23日年発0323第1号」に例示されている者（民生委員、病院長、施設長、事業主、隣人等）による証明に限定されませんのでご注意ください。

地域の独自情報

お詫びと訂正

「かけはし」第96号P.2「機構からの連絡」において所得情報の年度の記載に誤りがありましたので、修正を行いました（令和5年→令和6年）。この度はご迷惑をおかけして申し訳ございません。

編集後記

令和7年度「わたしと年金」エッセイに多数のご応募をいただくことができました。市区町村の皆様には、周知・広報にご協力いただきありがとうございました。

今後、応募作品の中から厳正な審査のうえ、優れた作品について、厚生労働大臣賞、日本年金機構理事長賞、その他各賞を選定し、受賞者の方に表彰状を授与するほか、受賞作品を日本年金機構ホームページ等へ掲載する予定です。

日本年金機構 事業推進統括部 管理・市区町村調整G